

# 給水装置の新設、改造及び廃止などについて

## 1. 給水装置工事の申込み

給水装置の新設、改造及び廃止をするときは、給水装置工事の申込みが必要となりますので、下記の書類を添えて、申し込みして下さい。

《提出書類》

- ① 給水装置工事申込書（表・裏）…… 1部
- ② 委任状…… 1部
- ③ 平面図及び使用材料明細書…… 2部  
※ 記載できない場合は、別図を添付することで可。
- ④ 建築確認済証（写）…… 1部  
※ 建築確認の要さない土地で、給水申し込みする場合は、給水を必要とする理由書を添付すること。
- ⑤ 本人確認書類（住民票・免許証の写し等）…… 1部  
※ 建築確認済証（写）がある場合は、本人確認書類の提出の必要はありません。
- ⑥ その他（誓約書等）…… 1部  
※ 必要に応じて添付すること。

注）審査後、平面図及び使用材料明細書に承認印を押印し1部返却いたします。竣工時に必要となりますので、大切に保管してください。

## 2. 臨時用水道の申請

工事等のため臨時用水道が必要な場合は、下記の書類を添えて、申請して下さい。

《提出書類》

- ① 臨時用給水申請書…… 1部
- ② 位置図…… 2部
- ③ 委任状…… 1部
- ④ 口座振替還付申請書…… 1部

## 3. 道路占用許可、道路使用許可の申請

公道等に埋設する場合は、道路占用許可申請、道路使用許可申請が必要となりますので、道路管理者・富田林警察署に申請函面等を作成のうえ、給水装置工事申込者（指定店）で提出してください。

なお、国・府道については、道路占用許可申請のみ水道センターで行うため、下記書類の提出をお願いします。

《国・府道用提出書類》

- ① 国・府道の道路占用許可申請書及び確約書…… 1部
- ② 位置図…… 3部

- ③ 平面図……3部（道路占用延長を記載すること。）
- ④ 断面図……3部（埋設深さ、舗装復旧断面を記載すること。）
- ⑤ 安全対策図……3部
- ⑥ 地下埋設管協議書（写し）……3部
- ⑦ 現況写真……3部
- ⑧ その他

舗装本復旧については、道路管理者が指導する舗装構成及び復旧範囲を、給水装置工事申込者（指定店）において行ってください。

#### 4. 給水装置工事の竣工届

給水装置工事が完了した時は、下記の書類を添えて、届け出て下さい。

竣工検査については、1次側、2次側とも指定給水装置工事事業者の立会いが必要です。また竣工検査では、1次側、2次側とも、水圧試験を行います。（1.0Mpa を2分間保持）

※ 配水管の常圧を確認できる場合は、ご協力をお願いします。

《提出書類》

- ① 給水装置工事竣工検査申込書兼竣工届（2種類）各1部
- ② 平面図及び使用材料明細書 2部  
※ 承認印を押印した図書に、朱書きで竣工を記載してください。
- ③ 給水装置工事主任技術者の自主検査書 1部
- ④ 水道申込書・下水道申込書 各1部
- ⑤ 工事写真（1次側工事分） 1部  
※ 府道・国道掘削時は、別途舗装本復旧写真の提出が1部必要です。

#### 5. 1次側工事の施工について

- ・道路占用許可、道路使用許可に従い、十分な安全対策のうえ施工してください。
- ・配水管より分岐工事を行う場合は、立会いを要しますので、事前に施工日の連絡を忘れずをお願いします。

○受付の時期 年未年始を除く、月曜日～金曜日（祝祭日を除く）  
午前9時～午後5時30分  
Tel0721-93-2500 内線 281・282  
河南水道センター 給水担当